

明末の八股文について (1)

滝野 邦雄

はじめに

明末の天啓・崇禎年間の八股文は、どのような特徴があったのだろうか。清の方苞（字は靈臯，晩年に望溪と号す。安徽桐城の人。康熙七年〔一六六八〕～乾隆十四年〔一七四九〕）は乾隆四年（一七三九）四月初三日に提出した「欽定四書文選 凡例」で、明末の天啓・崇禎年間の八股文をつぎのように評論する。

明人の制義（八股文），體 凡そ屢しば變ず・・・[天] 啓（一六二一年～一六二七年）・[崇] 禎（一六二八年～一六四四年）の諸家に至れば，則ち「思いを窮め精を畢くし」（韓愈「潮州刺史謝上表」），務めて奇特（特別）なるを爲る。載籍（經書）を包絡（包括）し，物情（時事）を刻雕（刻み込み）し，凡そ胸中の言わんと欲する所の者は，皆な題に借りて之を發す。其の善に就く者は，興す可く觀る可し。[こうした] 光氣（風潮・氣風） 自ずから^{ほろぼ}涙す可からず・・・（咸豐元年（一八五一）戴鈞衡序『方望溪先生全集』・「望溪先生集外文」卷二・奏筭・「進四書文選表并條例」・二十七葉）。

明の天啓・崇禎年間の八股文の作者になると，思いのたけを尽くして精魂をはきだし，つとめてふつうでないものを書く。そして經書を包みこんで，時事問題について書き込み，すべての胸中の言わんと欲するものは，題目に借りて書き入れる。その善いものは評価すべきだし，参照すべきである。その氣風は否定すべきではない，という。

天啓・崇禎年間の八股文は，題目にかこつけて，自己の意見を主張する傾向があったというのである。では具体的には，どのように「時事問題について書き込み，すべての胸中の言わんと欲するものは，題目に借りて書き入れ」たのか。

たとえば、『制義叢話』（卷之七）は，孟超然（字は朝舉・瓶菴。福建閩縣の人。乾隆二十五年庚辰科（一七六〇）の二甲十一名の進士）の發言を引用してつぎのようにいう。

孟瓶菴（孟超然）師 曰く，前輩 [以下のように] 言う。錢吉士禮の「臨大節而不可奪」文（『論語』泰伯）は，専ら張江陵（張居正）の爲に作る。當時，神宗 顧命（遺詔）の勳を念わず，其の裔を剝（罷免）し，其の政を反（改める）す。[そして]，國勢 大いに壞れ，疆圉（^{すみやか}辺境の防備）日々棘なり（^{すみやか}困難の急なこと：『詩經』小雅・「出車」に「王事多難，維其棘矣（王事 ^{なん}難多し，維れ其れ棘なり）」）。故に吉士（錢禧） 此の題に借りて痛切に之を言う・・・，と（『制義叢話』卷之七・四葉）。

孟瓶菴（孟超然）師が，「進士の先輩が錢禧（字は吉士。江蘇吳縣の人）¹⁾の「臨大節而不可奪」

題文（『論語』泰伯）は、もっぱら張居正のために書かれた。当時（張居正没後）、神宗萬曆帝は、[張居正が] 父親の穆宗隆慶帝の遺命を受けて行なった功績のことを考えず、その子孫を罷免し、[張居正の] 政治を改めた。その結果、国勢はおおいに損なわれ、辺境の防備は急を告げるようになった。そのため、錢禧は「臨大節而不可奪」題に借りて痛切に、そのことを述べた」といった、という。

孟超然によると、その「臨大節而不可奪」題文のうち、痛切に述べた箇所がつぎのところであるとする。

一人之權，一國之所眈眈也，

慷慨任事而以爲樹功，

婉轉用幾而以爲避諱，

一人攬其權而人人揣一用權之路，於是有小臣者，

無端而痛哭，

無端而太息，

思奪其顧命之權，而若臣不顧也。彼不以爲攬權之日，而以爲臨大節之日，其精誠且不必籲先君，而甯奪於旁觀之彈射。

一人之意，一國之所惴惴也，

政在圖新而以爲紛更，

人惟求舊而以爲朋黨，

一人行其意而人人據一用意之私，於是有大臣者，

忽焉而中忌，

✓ 1) 錢禧は、『復社姓氏錄』（不分卷・南直・蘇州府・吳縣・四葉：道光十二年南陔堂刊本）によると、吳縣の人となっている。

また、『復社姓氏傳略』（二卷・南直・吳縣・「錢禧」条・二十四葉：道光十一年春鵠・南陔堂藏版：一九六一年杭州古舊書店復制）に、

錢禧 字は吉士。諸生なり。選政を司どりて聲有り。亂後、寶華山に住む 姓氏註。
とある。

さらに、張自烈の『崑山文集』卷十三に「錢吉士制義序」が収められていて、「自記」・「又記」が附されており、
……甲申（崇禎十七年）、吉士（錢禧）難を蒙りて暴に卒す……（又記）。

と記し、錢禧は崇禎十七年に「蒙難（災難に遭って）」、「暴卒（突然亡くなった）」したという。

この「蒙難」であるが、『吳城日記』によれば、避難先の寶華山で人々を苦しめたため、順治二年七月頃に人々の手に斃れたことを指しているようだ。

吳の庠生の錢吉士、名は禧、頗る文譽（文名）有り。子も亦た童年にして入泮（生員となる）す。數載前、寶華山の郷間に卜居（地を選んで転居する）す。然れども郷曲を凌轢（勢力をたのんで威圧する）し、積怨 日々久し。茲の亂に乗じて、民 聚まりて其の家を眾打す。蓄貨を搶散（搶奪して散ず）して、器皿を擊毀（打ち壊す）し、火を縦ちて之を焚く。[そして] 吉士（錢禧）を執え、烈焰の中に投げんとす。子 忍びざるに因り、出でて叩求し、父の死するを免れんことを冀うも、并せて其の身を喪い、父子 俱に群凶の手に斃る（『吳城日記』卷上・「順治二年七月」条・二百十四頁～二百十五頁）。

忽焉而旁撓,

思阻其行權之意, 而若臣不顧也。彼不以爲行意之時, 而以爲臨大節之時, 其斡旋亦不必傍成格, 而甯奪於同列之調停 (『制義叢話』卷之七・四葉所引)。

(一人の權は, 一國の眈眈 (注視) する所なり,

慷慨 (氣概がある) にして任事 (職務に就く) して, 以て樹功 (功績をたてる) を爲し, / 婉轉 (穏やか) として用幾 (機會) を用いて, 以て避謗 (人がそしるのを防ぐ) を爲す, 一人 其の權を攬れば, 人人 一つの權を用いるの路を揣る, 是に於いて小臣 (宦官) なる者有り,

端無く (わけもなく) して痛哭し, / 端無く (わけもなく) して太息す。

其の顧命の權を奪わんことを思う, 而れども若^{かくのこと}きの臣は顧みざるなり。彼 以て攬權 (權力を握る) の日と爲さず, 而して以て「臨大節」の日と爲す, 其の精誠 (真の誠) 且に必ずしも先君に籲 (呼びかける) せず。而して甯ろ旁觀の彈射 (非難) を奪わんとす。[權力の集中した] 一人の意は, 一國の惴惴 (恐れおののく) する所なり, 政 新しきを圖るに在ればなり, 以て紛更 (かき乱して変更する) を爲し, 人 惟だ舊きを求め, 而して以て朋黨を爲す。

一人 其の意を行なえば, 人人 一の意を用いる (わがまま勝手) の私に據る, 是に於いて大臣なる者有り,

忽焉として中忌し, 忽焉として旁撓 (そばから邪魔をする) す,

其の行權の意を阻するを思い, 而れども若^{かくのこと}きの臣は顧みざるなり。彼 以て意を行なうの時と爲さず, 而して以て「臨大節」の時と爲す, 其の斡旋 (周旋; 奔走活動) は亦た必ずしも成格 (常規, 成例) に傍らにせず。而して甯ろ同列の調停を奪わんとす)

【ひとり [に集中した] 權力は, 一國の注視するところである。

[それだから] 氣概があつて職務に就いて功績を樹立し, / 穏やかに機會を利用して人がそしるのを防ぐ。

ひとりが權力を握れば, 人々はその權力を利用する方法を考える。ここに小臣 (宦官) という者がでてくる。

理由もなく慟哭し, / 理由もなく嘆息する。

[そうして] 前王の遺詔による權力を奪おうと考える。しかしこのような臣はこうした人物を顧みない。彼は [この時を] 權力を握る時期だとせず, 「臨大節」の時期だとする。その真誠 [の気持ち] は, 必ずしも先王に呼びかけるのではない。むしろ傍觀している者からの非難を「奪う (変革) (題目に「臨大節而不可奪也) しようとするのであろうか。

[權力の集中した] ひとりの考えは, 一國の恐れおののくところとなる。

[權力を持っている人は] 政治を刷新しようと考えて変化させ, / 人々はただ元に戻ろう

として朋党を形成する。

ひとりでその考えを行なえば、人々はその自分勝手にしたいとする気持ちに群がろうとする。ここに大臣という者がでてくる。

[この大臣という者は] たちまち嫉妬心を起こし、／たちまちそばから邪魔をする。

[そうして] 変革の意思を阻止しようとする。しかしこのような[権力を持っている] 臣はこうした人物を顧みない。彼は[この時を] 自分の考えを行なう時とせず、「臨大節」の時とする。その活動に奔走することは、必ずしも通例を傍らに置いておくのではない。むしろ[刷新を阻止しようとする] 同僚の調整を「奪う(変革)」(題目に「臨大節而不可奪也」)しようとするのであろう】

ちなみに、出題は、『論語』泰伯の下線部の箇所からである。

曾子曰、可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節而不可奪也、君子人與、君子也(曾子曰く、以て六尺の孤を託す可く、以て百里の命を寄す可く、大節に臨みて奪う可からず、君子人なるか、君子人なり)

[朱注] 其才可以輔幼君攝國政、其節至於死生之際而不可奪。可謂君子矣。與、疑辭「也」、決辭。設爲問答、所以深著其必然也○程子曰、節操如是、可謂君子矣(其の才 以て幼君を輔けて國政を攝す可く、其の節 死生の際に至りても奪う可からず。君子と謂う可し。「與」は、疑うの辭。「也」は、決するの辭。問答を設爲するは、深く其の必然を著わす所になり○程子曰く、節操 ^{かく} 是の如ければ君子と謂う可し、と)

この「臨大節而不可奪」題は、「その才能は、幼君を補佐して国政を担当でき、その節義は亡くなる際にも奪えない。そのようであれば君子といえる」という朱子の解釈に従って書くのがふつうであったと考えられる。

そうした「臨大節」の解説としては、錢禧の「臨大節而不可奪」題文のこの二比は『論語』解釈を逸脱したもののように見える。

ただ、以上の引用に続けて、孟超然は、つぎのように述べる。

按ずるに、其の時に「江陵(張居正)詩」を作る者有りて曰く、「門戸 盡くる時に公論定まる、封疆 危き日の相才 難し」と。持平(公平)の論にして、當に此の文と參觀(対照して注視する)すべし。所謂ゆる「知人論世(人を知りて世を論ずる)」^①なり。然らざれば且に是の題は何を以て是の語を作すかを知らざらんとするなり(『制義叢話』卷之七・四葉)。

①『孟子』萬章下に「又尚論古之人、頌其詩、讀其書、不知其人可乎。是以論其世也(又た古の人を尚論するに、其の詩を頌して、其の書を読む、其の人を知らずして可ならんや。是^{こゝ}を以て其の世を論ずるなり：さらにさかのぼって古人を論ずると、古人の詩を誦し、その書物を読むからには、その人となりを知らないでいいだろうか。そこでその時代の事績を考える)」。

この時に、「江陵詩」を作る者がいて、「門戸 盡くる時に公論定まる、封疆 危き日の相才 難し」と言った。公正な主張であり、この錢禧の「臨大節而不可奪」題文と対照して注視すべき

である。いわゆる「その人となりを知ろうとすれば、その時代を考える」ものである。そうでなければ、この「臨大節而不可奪」題文は、どうしてこうした発言を行なったのか分からないことになる、という。

そこで、張居正の名誉回復の状況を見てみるとつぎのようになる。

そもそも張居正（字は叔大，号は太岳，諡は文忠。湖廣江陵の人。嘉靖四年（一五二五）～萬曆十年（一五八二）。嘉靖二十六年丁未科（一五四七）二甲九名の進士）は、萬曆年間のはじめに強権を発揮して、それまでの政治を刷新し、成果を収めた。清政権での評価になるが、欽定『明史』の論贊は、張居正をつぎのように評価する。

・・・張居正 時變（時世の変化）を通識し、任事（政務に当たる）に勇（決断力がある）なり。神宗の初政、起衰振隳（衰退し壊れていたものを復興させる）するに、幹濟（有能・辣腕）の才に非ずと謂う可からず。而れども威柄（権力）を操り、幾ど主を震わす（君主を震え上がらせる）。卒に禍の身後に發するを致す。『書 [經]』（太甲下）に曰く、「臣寵利を以て成功に居ること罔し」と。戒めざる可けんや（『明史』卷二百十三・列傳第一百一・「張居正」）。

張居正は時世の変化をひろく理解し、政務に当たっては決断力があつた。神宗萬曆帝の治世の初め、衰退し壊れていたものを復興させるのにすぐれた才能があつた。しかし、権力を操り、ほとんど君主を震え上がらせるほどであつた。そのため、とうとう亡くなってから禍が起るることになってしまった。『書經』太甲下に「臣下は主君の寵愛や利益に引張られて、自分の仕事が終わっても、官位に居座ってはいけない」と言っている。戒めなければならないことである、という。

政務に当たっては有能で、政治を中興させたが、権力に執着しすぎたため、亡くなってから反動が来た、と評するのである。

実際に張居正は没後すぐに官爵は剝奪され、財産は没収となり、家人は流しものになった。『明史』によると、萬曆年間の終わりまで名誉回復は行われず、つぎの熹宗天啓帝・崇禎帝の時になってようやく名誉回復が行われたという。

萬曆の世を終えるまで、敢て[張]居正を白（冤罪をすすぐ）者無し。熹宗の時、廷臣稍稍之を追述（さかのぼって述べる）す。而して鄒元標 都御史と爲りて、亦た[張]居正を稱う。[そして]詔ありて[張居正の]故官を復し、葬祭を予う。崇禎三年（一六三〇）、禮部侍郎の羅喻義等 [張]居正の冤を訟う。[崇禎]帝 部議（六部に議論・提議）せしめ、二廕（文廕・武廕）及び誥命を[回]復す。[崇禎]十三年、[張]敬修の孫の[張]同敞の武廕を復し、併せて敬修の官を復せんことを請う。[崇禎]帝 [張]同敞に中書舍人を授け、部に下して[張]敬修の事を議せしむ。[吏部]尚書の李日宣（崇禎十三年九月二十日～崇禎十五年六月二十四日在任）等 言う、故輔の[張]居正、遺[詔]を受けて輔政し、皇祖（神宗萬曆帝）に事うるること十年なり。肩勞任怨（苦勞を厭わず、他人の非

難にも耐える)し、廢れるを擧げ弛むを飭し、萬曆初年の治を弼成す。其の時 中外又安(安定)し、海内殷阜(全土が豊か)たり。紀綱法度 修明(公正ではっきりする)ならざるは莫し。功 社稷に在りて、日久くして論定まり(時間がたって評価が定まる)、人益ます追思す、と。[崇禎]帝 其の奏を可とし、[張]敬修の官を復す(『明史』卷二百十三・列傳第一百一・「張居正」)。

①いまのところ、鄒元標の上奏文を収録した『鄒忠介公奏疏』(崇禎十四年林銓刻本)には、「[張]居正を稱」えた奏上文は見当たらない。『鄒忠介公奏疏』には、鄒元標が張居正の奪情を萬曆五年(一五七七)に批判した「論輔臣回籍守制疏」は卷一に収められている。

萬曆年間が終わるまで、張居正の冤罪をすすごうとするような者はいなかった。熹宗天啓帝の時、官員がすこし振り返って言及するようになった。そして、鄒元標(字は爾瞻、号は南臯。江西吉水の人。嘉靖三十年(一五五一)～天啓四年(一六二四)。萬曆五年丁丑科(一五七七)三甲一百二十九名の進士)が都御史となって、また張居正を称賛した。そして詔が出されて、張居正の剝奪された官位をもとにもどし、葬祭を認可した。崇禎三年(一六三〇)に禮部侍郎の羅喻義(湖廣益陽の人。萬曆四十一年癸丑科(一六一三)三甲二百二十六名の進士)などが張居正は冤罪を被っていたと申し出た。崇禎帝は、部議(六部に議論・提議)させて張居正の二廕(文廕・武廕)及び誥命を復活させた。崇禎十三年に[張居正の子]敬修の孫の張同敞が武廕の復活を願い出た。崇禎帝は、張同敞に中書舍人の職位を授け、張敬修の事を部議させた。吏部尚書の李日宣(字は晦伯、号は緝敬。江西吉水の人。萬曆四十一年癸丑科(一六一三)三甲二百六十一名の進士)などが、「もとの宰相の張居正は、穆宗隆慶帝の遺教をうけて政務を補佐し、皇祖(神宗萬曆帝)に十年も仕えました。そして、苦勞を厭わず、他人の非難にも耐えて、廢れていたものを復興して綱紀を肅正し、萬曆年間の初期の治世を補佐しました。その時、中外ともに安定し、全土が豊かになり、法制度は公正ではっきりしました。その功績は社稷に残されていて、時間がたって評価が定まり、人々はますます振り返り思っています」と述べた。崇禎帝はその提案を可とし、張敬修の官職を復活させた、という。

天啓「實録」によると、張居正の名誉回復は、天啓二年に行われている。

[天啓二年五月戊戌(三日)] 戸部等・衙門左侍郎等官・陳大道(湖廣光化の人。萬曆十四年丙戌科(一五八六)三甲二百六十九名の進士)等 合詞して原任大學士張居正の為に卹を請う。[その理由として] 因りて其の「聖徳を培養(培い)し、聖躬を調護(輔佐)し、聖學を緝熙(輝かす)し、聖政を明習(習熟)し、大典(法令)を愆飭(慎重にする)し、皇猷(皇帝の教化)を黼黻(補佐して美しくする)し、代言(皇帝の詔命)を慎重にし、恩澤(皇帝の恩恵)を裁抑(調整)し、儉徳(儉約の品德)を敦崇(尊重)し、人材を作育し、率作省成(立派に完成しながらも反省する)、陵運(陵(黄河)の運輸)に隄防(注意する)し、名將を愛惜し、武備を申厳(厳しく取り扱い)に、弭盜安民(盜賊を取り締まり人々を安心させ)し、節用生財(節約して財政を増やす)し、明罰(厳正に処罰)勅

法（法を整える）、風紀（規律）を振提し、廉讓を敦崇（清廉遜讓な人を崇尚する）し、驛遞を清邨（正して救う）す」の諸々の事實を列す。旨を得て、「舊輔の張居正 奪情・專權（大権をひとりで掌握する）し、物議を招くを致す。但だ皇祖の冲年に當り、輔政すること十載。天下乂安にして、任怨任勞（苦勞を厭わず、他人の非難にも耐える）す。功^{ほろ} 泯^{ほろ}ばす可からず。奏する所は公論を具見（備えて示す）すれば、原職に復するを准し、祭葬を^{あた}予う。「文忠」の諡は已に追奪するも、著して改相應行さす。房屋の未だ變價せざる者は、子孫に給し奉祠居住するを准す」と（『大明熹宗達天闡道敦孝篤友章文襄武靖穆莊勤愍皇帝實錄』卷之二十二・「天啓二年五月戊戌（三日）」条）。

①文忠：王世貞の『弇山堂別集』卷七十一・「諡法二」によれば、「文忠」は「勤學好問、危身奉^{つか}上（學に勤め問うを好み、身を危うくして上を奉う）」という意味があるという。

[天啓二年五月戊戌（三日）] 戸部や衙門左侍郎等官や陳大道などが、合同で原任大學士の張居正の卹典を行ないたいことを奏上した。[その理由として]、張居正が「[神宗萬曆帝の] 聖徳を培い、神宗萬曆帝を輔佐し、聖學を輝かし、神宗萬曆帝の政治を習熟して執り行い、法令を慎重に執行し、皇猷（皇帝の教化）を補佐して美しくし、皇帝の詔命を慎重に取り扱い、恩沢（皇帝の恩恵）を調整し、儉約の徳を尊重し、人材を作育し、率作省成（立派に完成しながらも反省する）、黄河の運輸に注意し、名將を大切にし、武備を厳しく取り扱い、盜賊を取り締まり人々を安心させ、節約して国の費用を増やし、厳正に処罰し法を整え、規律を整え、清廉謙遜を尊び、驛伝を正して救う」であったという事實を列挙した。そして「もとの輔政の張居正は、奪情を行なったり、政務を独断で行なったりして物議を招いた。しかし、皇祖神宗萬曆帝が若かった時に、十年も政務を担当した。天下は安定し、苦勞を厭わず、他人の非難にも耐えた。その功績は滅ぼすべきではない。奏上した内容は公論を備えているので、張居正の追贈された官職を復活し、祭葬を認める。「文忠」の諡は以前剝奪したが、改相應行させる。没収した持ち家のまだ現金に換えていないものは、子孫にあたえて祭祀して居住することを認める」という旨を得た、という。

そして、『國權』に、

故の大學士の張居正の二廕を復す（『國權』卷七十一・「思宗崇禎三年三月甲申（四日）」条・五五二二頁）。

とあり、『崇禎長編』に、

故輔の張居正 二廕を復し并せて原追（もともと剝奪）する誥命を給還（もとにもどす）するを^{ゆる}准す（『崇禎長編』卷之三十二・三年庚午三月）。

とあることからすると、崇禎三年三月には、文武の二廕と剝奪された誥命をもとにもどすことが認められた。ただし、十年後の崇禎十三年に武廕のことが提案されているので、ここでは文廕の復活だけではなかったかと考えられる。

『山書』によると、崇禎十三年に、吏部尚書の李日宣が張居正の武廕の復活を願い出ている。

追卹勞相

[崇禎十三年]十一月、吏部尚書の李日宣 故の大學士の張居正の廕を復せんことを請う。
 [その] 疏に略ぼ言う、「[張] 居正 穆廟（穆宗隆慶帝）・神廟（神宗萬曆帝）の兩朝に歴
 （つぎつぎ）と相たり。佐理するの助猷（功績）は、殫述（くわしく述べる）す可からず。
 策もて諸邊を制するが如きは、一切の操縱（処置） 宜しきを得。是を以て邊圉（辺境） 事
 無く、數十年の太平を安享（太平を享受する）あり。載せるに史冊に在れば、鑿鑿（はっ
 きりと）と據る可し。當年、僅かに世襲の錦衣千戸を得るのみ。歳久しく論定まるの後、
 正に其の文廕を復する。而れども武廕 尚お斬（拒絶）さる。夙に將の戚繼光・俞大猷の
 如きは、子孫 俱に經に追録（生前の功績を表彰する）さる。故輔の功高發蹤（猶言顯示
 跡象）なるも、賞 未だ世延せず。此れ曾孫の張同敞の為にする所なり。叩聞し以て請う
 なり」と。尋いで[張] 同敞に中書舍人を授く（『山書』卷十三・「追卹勞相」条）。

崇禎十三年十一月、吏部尚書の李日宣がもとの大學士の張居正の廕の復活を願い出た。その疏文は、ほぼ「張居正は、穆宗隆慶帝・神宗萬曆帝の兩朝で大學士を歴任しました。政務を補佐した功績は、ことごとく述べ尽くせないほどです。辺境を制御する政策のごときは、すべての処置が適切でした。こうしたことから辺境では紛争もなく、數十年の太平を享受できました。このことは記録にあるのははっきりとしています。ところがいま、[張居正の子孫は] 世襲の錦衣千戸を認められているだけです。亡くなって功績が論定されて後、その文廕は復活されました。しかしながら武廕[の復活]は認められておりません。以前から武臣の戚繼光・俞大猷などは、子孫がすでに顕彰[の名誉を授けられて]ています。もとの大學士の張居正の功績は高くははっきりしているのに、恩賞は受け継がれておりません。この提案は[張居正の] 曾孫の張同敞のためのものです。伏してお願い申し上げます」というものであった。そして、曾孫の張同敞に中書舍人の職が授けられた、という。

以上のように張居正の名誉回復は、天啓二年・崇禎三年・崇禎十三年の三回にわたって行われている。

このように、天啓・崇禎年間に国勢が衰退する時期になって、国勢を盛んにした張居正への再評価が行われてきた。その流れの中に錢禧の「臨大節而不可奪」題文を置いて理解すべきで、たんなる『論語』解釈ではないというのが、孟超然の意見であろう。

確かに、「臨大節而不可奪」題文は、いつ書かれたか確定できないが、錢禧が活躍した時期と、『制義叢話』が引用する孟超然の張居正の政治を革めたため、国勢が損なわれるようになった、そのため、錢禧は「臨大節而不可奪」題文を書いた、という説明からすると、張居正再評価に先駆けて書かれたものではなく、再評価の流れの中で書かれたようだ。今のところ、錢禧はどのような党派的立場から、この「臨大節而不可奪」題文を書いたのか、明らかにできない。ただ、錢禧の属した江南の讀書人たちの気持ちを踏まえてこうした主張が書かれたのではないかと推測する。

この錢禧の「臨大節而不可奪」題文のように、八股文の中である主張を行なうというのが、明末の八股文の特長であった。ただし八股文は、あくまでも『四書』解釈の論文であった。『四書』解釈の論文にどのように自分の主張を入れて書くのかは、やはり全体を通して考えてみなければならない。

そのため、拙稿では、(1)では、まず陳際泰の八股文の評価と『中庸』の「獲乎上有道 三句」(第二十章第十六節)は明末から清の間でどのように解釈されてきたのかを見た後に「獲乎上有道 三節」題文について検討し、(2)では黃淳耀の八股文の評価と『大學』「秦誓曰 四節」(傳第十章・第十四節～第十七節)は明末から清の間でどのように解釈されてきたのかを見た後に「獲乎上有道 三節」題文について検討し、自分の意見を述べた箇所だけでなく、その八股文全体を通して天啓・崇禎年間の八股文の「題目にかこつけて、自己の意見を主張する傾向」というものがどのようなものであったのかについて考えてみたい。

(1) 陳際泰

①

陳際泰(字は大士。江西臨川の人。隆慶元年(一五六七)～崇禎十四年(一六四一)。崇禎七年甲戌科(一六三四)三甲二百三十一名の進士)について、兪長城(字は寧世、号は碩園。浙江桐郷の人。康熙二十四年乙丑科(一六八五)三甲五名の進士)はつぎのように述べる。

[陳]大士(陳際泰)貧家に生まれ、鄰人の書を借り、師傳に受けず、卒に大家と成る。其の學承藉(先人の敷き物を継承する)する所無し。一たび數行を覽れば、手口耳目雜然(すべて)と並び用う[ことがわかる]。質甚だ奇なり。日々數十藝の作文を構(思いを巡らして文を作る)し萬に盈つ。才甚だ捷く、先輩[の文を]變通(臨機応変に作りかえる)し、自から面目を爲す。法甚だ高く、諸生爲りし時、文天下に徧し。士大夫皆な與に交わらんことを願う。名甚だ震う。夫れ承藉する所無きこと大士(陳際泰)の如く、法の高きこと大士(陳際泰)の如く、名の震うこと大士(陳際泰)の如ければ、宜しく速やかに志を天下に得るべし。[しかし]乃ち老いて始めて遇う。蓋し其れ大士(陳際泰)の爲すの文を知るものは、拙なりと雖も亦た工なりとす。大士(陳際泰)の爲すの文を知らざるものは、工なりと雖も亦た拙なりとす。故に當時知ると知らざるとを論ずる無く、皆な大士(陳際泰)なる者を知らざるなり。甲戌(崇禎七年甲戌科)、文湛持(文震孟:字は文起、又の字は湛持。江蘇長洲の人。天啓二年壬戌科(一六二二)の狀元)大士(陳際泰)の卷を得て驚歎し、之を元にせんと欲するも、項水心(項煜:字は仲昭、又の字は水心。江蘇吳縣の人。天啓五年乙丑科(一六二五)の三甲一百八十九名の進士)に屈す。水心(項煜)楊維斗(楊廷樞)の作を以て元とせんと欲するも、竟に失う。維斗(楊廷樞)の故の文は、毫釐(ごくわずか)の差謬(ものさし)尋丈を以て[測るようなものである]。眞に

知る者に非ざれば與^{とも}に言い難きなり。名を糊^かし書を易^{やす}えれば、意煩^{わざら}わしくして目炫^{まぶし}くす。安くぞ盡く文湛持（文震孟）の如きを得て之れと國士（優秀な才能の士）を蒐羅（探し求める）せんや²⁾（『可儀堂一百二十名家制義』卷三十五・二葉～四葉・「題陳大士稿」条）。陳大士は、貧しい家庭に生まれ、隣人の書物を借りて〔学問し〕、師傅につかずに、〔八股文の〕大家となった。その学問は、先人の敷き物を継承することはない。数行をひとたび見ただけでも、手口耳目をすべて用いて〔書いているのが分かる〕。その資質はたいへんな奇才であり、日々数十編の八股文を思いを巡らして作り、その作品は万に満ちるくらいである。その才能は、たいへん聡明で、すぐれた先人の文を臨機応変に作りかえ、自分のスタイルのものとする。作成法はたいへん高度で、諸生であった時には、その八股文は天下にゆきわたっていた。読書人たちは交際してもらうことを願った。名声はほんとうに響き渡るばかりであった。そもそも大士（陳際泰）のように先人の敷き物を継承することなく、大士（陳際泰）のように作成法が高度で、大士（陳際泰）のように名声が響き渡っていたならば、すぐに進士となるという志をとげられるはずであった。ところが、老人となってようやく進士となれた。おそらく、大士（陳際泰）の作る八股文を理解するものは、稚拙なように見えて上手であるとし、大士（陳際泰）の作る八股文を理解しないものは、上手なように見えて稚拙であるとしたからであろう。だから、当時は大士（陳際泰）を知っているのと知っていないとを論ずることなく、みな大士（陳際泰）を理解できなかったのである。甲戌（崇禎七年甲戌科）の會試で、文湛持（文震孟）は大士（陳際泰）の答案を見て驚き感心し、これを第一位（會元）にしようとしたものの、項水心（項煜）の楊維斗（楊廷樞）を會元にしたいという主張に屈服した。しかし、項水心（項煜）は楊維斗（楊廷樞）を會元にしたいと望んだのに、〔楊維斗（楊廷樞）の答案と別人の答案とを間違えて、計画は〕失敗してしまう。楊維斗（楊廷樞）の八股文は〔非常に名高かったので皆がその文体に似た八股文を書いたため、楊維斗（楊廷樞）本人が書いたかどうかを判断するのは〕非常に僅かな差異をものさしで測るようなものであったからだ。ほんとうに分かっているものでなければ、ともに言にくいものである。〔答案の〕名前を糊付けし写本を作れば、〔採点する者は〕煩雑になり幻惑される。すべてが文湛持（文震孟）のような〔すぐれた〕人物を試験官に任命して、優秀な才能の士を探し求めることができるのだろうか、という。

2) 崇禎七年甲戌科（一六三四）の會試の時のこととして、『復社紀略』につきのようなことが記されている。
 ・・・・湛持（文震孟）の職に赴かんとするの時、郡紳 徐九一（徐汧）の止水に修餞す。天如（張溥）文（文震孟）に謂いて曰く、「明年の會場の同考は、公（文震孟）必ず壓簾（正考官）たらん。今、海内の舉士の會元たるに愧じざる者は、惟だ陳大士（陳際泰）暨^{もと}び楊維斗（楊廷樞）の兩人なるのみ。幸いに意を留めよ」と。湛持（文震孟）曰く、天下の士 大士（陳際泰）の文を讀みて巍科（合格）を取る者は、凡そ幾ばくなるかを知らず。而して大士（陳際泰）久しく〔科挙に〕困^{くる}む。吾（文震孟）此の番に當に之を夾袋中に收めん」と。天如（張溥）轉じて項水心（項煜）に語けて曰く、「然らば則ち維斗（楊廷樞）は乃ち公（項煜）の責なり」と。水心（項煜）も亦た首肯す。天如（張溥）又た曰く、吳鍾巒 久しく海内の師範たり。此の番 此れをして釋褐（進士及第）せしめざる可からず」と。兩人

唯唯たり。闈に入る比、湛持(文震孟) 歴簾(正考官) たり。覓て大士(陳際泰)の巻を得、袖にして水心(項煜)に示して曰く、「昔 老社長(大先輩)たり。今 老門生たり」と。水心(項煜) 狡たり。會元は己の房より出ださんと欲す。乃ち一巻を持して湛持(文震孟)に示して曰く、己に維斗(楊廷樞)の巻を得たり。大士(陳際泰)・維斗(楊廷樞)と吾が黨の交情 少しも軒輊(軽重)ある無し。但だ天下に冠冕たらしむるは、其の鄰省よりも、寧ろ吾が郷とするに母らんか」と。湛持(文震孟) 乃ち巻を持して細かに閲て曰く、「誠に維斗(楊廷樞)ならば、焉んぞ譲らざるを得ん。脱し維斗(楊廷樞)に非ざれば奈何せん」と。水心(項煜) 曰く、「今の場屋中 誰が能く此等の文を作る者ならんや。若し維斗(楊廷樞)に非ざれば、當に吾眼を抉りて、之に國門に懸くべし」と。湛持(文震孟) 其の眞に懇(懇願)するを見て、遂に之を許す。舊例として會元は必ず歴簾(正考官)に譲る。[そして]、填榜(合格者名簿に名前を記入する)するは末後に在り。時の主司 項(項煜)の巻を注視し、湛持(文震孟)反って遜謝を爲し、己の巻を出して先ず填し、項(項煜)の巻に冠軍を譲る。拆號(姓名の封を破る)するに及べば、乃ち李青なり。湛持(文震孟) 恚ること甚だし。然れども己に之を如何とする無し。項(項煜) 謬いて罪を負う。湛持(文震孟) 色を正しくして曰く、「此の擧は惟だ大士(陳際泰)に負くのみならず、并せて天如(張溥)に負けり」と。榜 發し、鍾辮(吳鍾辮)も亦た中式す。同簾(同考官)の薛國觀 出でて體仁(溫體仁)に告げ、具に『國表』の姓氏を以て査對するに、中式する者は多く復社に出るを見る。體仁(溫體仁) 後に科目を廢し、保擧を用いんと欲するは、此れに因る(『復社紀略』卷二)。

崇禎七年甲戌科(一六三四)の會試にあたって、張溥は文震孟と項煜に対して、陳際泰と楊廷樞とに配慮するようにと伝えた。ところが項煜が、楊廷樞の答案を李青のものと同違えてしまい、楊廷樞は中式できなかったというのである。

このことは、当時から江南の受験生たちの間で話題になっていたようで、全祖望(字は紹衣、号は謝山。浙江鄞縣の人。康熙四十四年(一七〇五)~乾隆二十年(一七五五)。乾隆元年丙辰科(一七三六)三甲三十六名の進士)も、当時の諸生の楊秉紘からの伝聞として記している。

天多老人 姓は楊氏、諱は秉紘、字は祁牧、浙[江]の寧波府鄞縣の人、太僕卿[楊]益美の曾孫なり。……[天多]老人 最も多學なり。讀書 古人の成見に徇わず、尤も考索(探究)に精し。里中の後輩、遙かに[天多]老人の杖を曳きて來るを望見すれば、輒ち雜選(人が殺到する)して之を迎え、其の故國(前王朝)の事を談ずるを聽く。滔滔汨汨(滔々と流れる)として、以て異聞を爲す。先公(全祖望の父親:全書)嘗て[天多]老人の言を述べ、「初年、[以下のようなことを]聞く。項仲昭(項煜:字は仲昭、号は水心) 誤りて艾千子(艾南英)の文を抹して自から愧じず、反って之を停科に陥す。又た陳大士(陳際泰)を抑えて李青を進め、妄りに以て楊維斗(楊廷樞)と爲す。賂を嘉定伯(周奎)に行い、再び入闈して、恥を雪ぐを求めるに及び、得る所は又た[貳臣となった]陳名夏と爲す。輒ち其の面に唾せんことを思う。項[煜] 亡命して慈水に至り、馮氏の園に匿れるに及び、慈人 其の髮を採み、諸を水に投げ、復た提て之に問うて曰く『賊に降りし者は、汝なるか』と。是の如くする三にして死す。是れ生平の一快事なり」と……(『鮎埼亭集』卷第十四・「天多老人墓石志」)。

いまのところ、この崇禎七年甲戌科(一六三四)で楊廷樞が書いた答案は、見いだせない。ただ、始めて参加した崇禎四年辛未科(一六三一)の「君子易事 器之」題の答案は、『可儀堂一百二十名家制義』(卷三十四・「楊維斗稿」・十八葉~十九葉)に収められている。及第を意識して書かれたためなのかもしれないが、内容については特別の主張が盛り込まれてはいない。正統的な經書理解にしたがって書かれている。この科で及第した楊以任(崇禎四年辛未科(一六三一)三甲一百九十七名の進士)の「君子易事 器之」題(『可儀堂一百二十名家制義』卷三十四・「楊維節稿」・七十四葉~七十五葉)の答案と比較しても内容については、際立った変化はないように思われる。

そこから項煜が取り違えたことを推測してみると、崇禎七年甲戌科(一六三四)の會試においても楊廷樞は内容的には正統的な經書理解による八股文を書いたため、李青と区別がつかなかったのかもしれない。さらに言うと、楊廷樞の八股文の評判が高かったために、多くの受験生が楊廷樞の書くような文体で八股文を書いたため判断しにくかったのかもしれない。もっとも、これは『復社紀略』などが伝えるようなことが実際にあったという前提のうえでであるが。

では、この題目はどのように理解されてきたのであろうか。

②

題目は、『中庸』第二十章第十六節の下線部のある箇所である。『中庸』第二十章第十六節の本文と朱子注は、つぎのようなものである。

在下位不獲乎上，民不可得而治矣。獲乎上有道。不信乎朋友，不獲乎上矣。信乎朋友有道。不順乎親，不信乎朋友矣。順乎親有道，反諸身不誠，不順乎親矣。誠身有道。不明乎善，不誠乎身矣（下位に在りて上に獲られざれば，民 得て治む可からず。上に獲らるるに道有り。朋友に信ぜられざれば，上に獲られず。朋友に信ぜらるるに道有り。親に順ならざれば，朋友に信ぜられず。親に順なるに道有り，諸れを身に反りて誠ならざれば，親に順ならず。身を誠にするに道有り。善に明らかならざれば，身に誠ならず）。

[朱注] 此又以在下位者，推言素定之意，反諸身不誠，謂反求諸身，而所存所發，未能眞實而無妄也，不明乎善，謂未能察於人心天命之本然，而眞知至善之所在也（此れは又た下位に在る者を以て，「素より定まる」（第十六節の朱注に「豫，素定也」）の意を推言す。「反諸身不誠（諸れを身に反して誠ならざれば）」とは，諸を身に反求して，存する所・發する所 未だ「眞實にして無妄」（眞に実で，でたためでないこと：朱注に「誠者眞實無妄之謂」『中庸』）なる能わざるを謂うなり。「不明乎善（善に明らかならざれば）」とは，人心天命の本然を察して，眞に至善の在る所を知る能わざるを謂うなり）。

朱注にしたがって，平易な文に言い直した『四書直解』では，この『中庸』第二十章第十六節をつぎのように理解している。なお，著者は，張居正とされる。

這一節は，上文を承けて「素より定まる」^①の意思を推言す。「獲」字は，解して「得」字と做す。孔子 [以下のように] 説く。凡そ事 皆な當に「誠」にし「素より定」むべし。下位に在る的人 若し民を治むを要むるが如ければ，必ず須く君上の心を得了すべし，肯て信用されれば彼は方纔て行い得。若し君上の心を得る能わざれば，則ち以て其の位に安んずるも，其の志を行なう無し。些の政事を行なうを要むるに，人 都て肯て聽信せざれば，民 豈に得て治む可けんや。故に民を治めんと欲する者は，當に上に獲らるべきなり。然れども上に獲らるを要むるに諛悅（へつらい）し以て取容（迎合）するに在らず。[ここに] 自から個の道理有り。[それは] 只だ他の朋友を處するの如何なるかを看るのみ。若し是れ平昔（日ごろ）人の爲にし（『論語』憲問に「子曰，古之學者爲己，今之學者爲人」），朋友に信ぜられざれば，則ち志行 孚ならず，名譽 著れず。上に在る的人に知らるるを要むるも，豈に得可けんや。故に上に獲らるるを欲する者は，必ず朋友に信ぜらるるなり。然れども朋友の相信（信任）を要めて，交結（密接に交際する）して以て取名（名聲を得る）に在らず。[ここに] 自から個の道理有り。[それは] 只だ他の父母に事うるの如何なるかを看るのみ。若し平日父母に能く承順（従順）にして，其の權心を得ざれば，

則ち孝行 修まらず、大節 已に虧く。豈に能く信を朋友の間に取らんや。故に友に信ぜられんと欲する者は、當に親に順なるべきなり。然れども親に順なるを要めて、亦た阿意（迎合）し以て曲從（気持ちをまげてまで従う）するに在らざるなり。[ここに] 個の道理有り。[それは] 只だ能く其の身を誠にするに在り。若し諸を身に反求するも、未だ「眞實にして無妄」なる能わざれば、則ち外に承順の虚文有るも、内に愛・敬の實意無し。豈に能く父母の懽心を得んや。故に親に順ならんと欲する者は、當に身を誠にすべきなり。然れども身を誠にするの功夫は又た是れ一時の襲取し得るものならず。也た個の道理有り。[それは] 只だ能く善を明らかにするに在り。若し格物致知し、先ず至善の在る所を明らかにする能わざれば、則ち善を好むも未だ必ずしも是れ實好ならず、悪を惡むも未だ必ずしも是れ實悪ならず。豈に能く所存・所發をして、皆な「眞實而無妄」ならしめんや。故に身を誠にせんと欲する者は、當に善に明らかなり。能く善に明らかにして身を誠にすれば、則ち親に順にして友に親ぜられ、上に獲られ民を治むことは、何ぞ難きこと之れ有らん。下位に在る者、上に獲られ民を治めんと欲して、之を推して一に誠に本づけば、則ち凡ての事 知る可きなり（康熙十八年（一六七九）序・醉畊堂刻『重刻張閣老經筵四書直解』卷之三七・「在下位不獲乎上……」条・九葉～十葉）。

①素定：題目の前節の『中庸』第二十章第十六節に「凡事豫則立，不豫則廢。言前定則不跲。事前定，則不困。行前定，則不疚。道前定，則不窮（凡そ事 豫めすれば則ち立つ、豫めせざれば則ち廢す。言 前に定まれば則ち踏かず。事 前に定まれば、則ち困しまず。行 前に定まれば則ち疚しからず。道 前に定まれば則ち窮まず）」とあり、朱注に「豫、素定也（豫めするは、素より定まるなり：もともとはじめから確定している）」とある。

この節は、上文を承けて朱注で言う「素より定まる（豫めする）」の意味を推し広めて言う。「獲」字は、「得」字と理解する。孔子は、この節で以下のように言う。すべての事は、「誠」にして「もともとはじめから確定させている」べきである。下位にいる人が、もしも人々をうまく治めることを求めようとするならば、必ず君主の心を得るべきである。うまく信任されればはじめて行なうことができる。もしも君主の心を得られなかったら、その地位にいてもその志は行なうことができない。少しばかりの政務を行なうにも、人がすべて聞いて信用してくれないならば、民をどうして治めることができるだろうか。こうしたことから、人々をうまく治めることを求める者は、上位者に認められるべきである。しかし、上位者に認められようとへつらって迎合するのではない。[ここに] ひとつの道理がある。それはこの人物の友人への処遇のしかたがどのようなかを見るのである。もしも平日から人に知られる（人の爲にする）だけで、友人から信任されなければ、その行いや志は本当のものではなく、名声ははっきりしたものにならない。上位者に知られることを求めても、どうして得ることができるだろうか。そのため、上位者の信任を得たいと望む者は、必ず友人に信じてもらうようにするのである。しかし、友人に信任されることを求めて、密接に交際して名声を得ようとするのではない。[ここ

に] ひとつの方法がある。[それは] その人物が父母に事えるのにどのようなかを見るのである。もしも、平日から父母に従順ではなく、その気持ちを得ることができないならば、孝なる行ないを修めることはできないし、大節（大切な節義）を欠いている。どうして友人から信任してもらえるのだろうか。そのため、友人に信任されたいと望む者は、親に従順であるべきである。しかし親に従順であることを求めて、また迎合して気持ちをまげてまでして従うのではない。[ここに] ひとつの方法がある。それはただ自分の身を誠にするのである。もしも自分の身に反省しても、「眞實にして無妄（誠）」という状態に達することができないならば、外面は中身の無い従順という礼節があるものの、内面には愛・敬の実質がないことになる。どうして父母の気持ちを得られるだろうか。だから、親に従順であろうとする者は、身を誠にするべきなのである。しかし自分の身を誠にする工夫努力は、また一時に踏襲し得るものではない。[ここに] またひとつの方法がある。[それは] ただ「善を明らかな」にすることである。もしも「格物致知」してまず「至善」のありかを明らかにすることができないならば、善を「好む」としても実際の「好む」ではなく、悪を「^{にく}む」としても実際の「^{にく}む」ではない。どうして心の中の思いやその発動したところを「眞實にして無妄（誠）」という状態にできるのだろうか。そのため身を誠にしようとする者は、「善に明らかな」であるべきなのである。十分に「善に明らかな」で「身を誠に」したのならば、親に従順で、友人に信任され、上位者の信任を得て、民を正しく治めることは、どうして困難なことがあるだろうか。下位にある者は、上位者の信任を得ようとして、このことを推し進めてひたすら「誠」にもとづいてゆけば、すべての事は分かるようになるのである、という。

では、この箇所はどのように理解すればいいのだろうか。明末から清・康熙・雍正年間では、つぎのように理解されていたようだ。

まず、明末の陳組綬（字は伯玉。江蘇武進の人。天啓辛酉科（天啓元年：一六二一年）の解元、崇禎七年甲戌科（一六三四）の二甲三名の進士）の『四書副墨』は、つぎのようにいう。

十六節この節と前の「不可不脩身」節（第六節）とは、實に互いに相い發す。前は「以て身を修めざる可からざる」以下の「親に事う」・「人を知る」等の項を説く。[ここは] 皆な「身を修める」の^{ため}に設ける者なり。此は則ち「上に獲らるる」より推して「身を誠にする」に至る。中間の「信友」・「順親」は、皆な「身を誠にする」を待ちて盡す者なり。搃じて重きは「身」上に在り。此れは上の「前定」の意に即く。「民を治める」の道は、「上に獲らるる」に定まる。数個の「道」字は看るを要す。皆な是れ「前定」の道に當るを見る。其の實 皆な「身を誠にする」の道有るの上に因り來り見る。此の「道」は乃ち衆々の「道」の原にして妙なるを統べる所以にして、其の用 窮まらざる者なり。「信」は是れ眞心もて感孚さすなり。此れを以て友に孚（信用）され、即ち此れを以て君に孚（信用）さる。其の薦引（推薦引進）に資るの謂に非ざるなり。「朋友に信ぜられず」とは、惟だ名譽（声望） 起きざれば、以て「上に獲らるる」無し。同輩の人 旦夕に切磋す

る者、尚お感孚（使人感動信服）し来らざれば、君臣の際、睽隔（別離；分隔）更に甚だし。如何ぞ獲らるる可けんや。「順」とは、心と親と道に嘿喩（暗中曉諭／謂暗中知曉）して違ふこと無きなり。「親に順なる」は、必ず「身を誠にする」に本づく。子の身と親の身本より是れ共に一体なり。[しかし] 稍々之に參ずるに偽妄を以てすれば、則ち本来の初を●提（一字不明）するに非ず。如何ぞ親の志と相い感通し得ん……（『四書副墨』・中庸副墨・「十六節」条・七十四葉～七十五葉）。

①『中庸』第二十章・第六節に「故君子不可以不修身。思修身，不可以不事親。思事親，不可以不知人。思知人，不可以不知天（故に君子は以て身を修めざる可からず。身を修めんとせば、以て親に事えざる可からず。親に事えんとせば、以て人を知らざる可からず。人を知らんとせば、以て天を知らざる可からず）」。

この十六節と「不可不脩身」節（第六節）とは、実際に補い合っている。第六節では「以て身を修めざる可からざる」以下の「親に事う」・「人を知る」などの項目を述べる。この十六節は、「身を修める」ということのために設けられたのである。また、十六節は、「上に獲らるる」から「身を誠にする」にまで押し広げていくのである。中間にある、「友に信ぜらるる」・「親に順なり」は、すべて「身を誠にする」ことを待って行ないつくすものである。全体的に言えば「身」に重点がある。／十六節は、前の十五節にある「前定（前に定まる：もともと初めから確定している）」の意味に即している。「民を治める」の道は、「上に獲られる」に規定されている。ここに出てくるいくつかの「道」字は、参照しなければならない。すべてが「前定（前に定まる：もともと初めから確定している）」の道にあたっているのが分かる。実際に「身を誠にする」の道があるところから従っているのが分かる。この「道」は諸々の「道」の源で妙なるものを統べるものである。その作用は、極まりない。／「信」は、真心で相手を感じ信服させることである。これで友人に孚（信用）され、さらにこれで君主に孚（信用）されることである。推薦されて登用されることによるという意味ではない。／「朋友に信ぜられず」というのは、ただ声望が起きなければ「上に獲らるる」ことがないことである。同輩の朝夕に切磋琢磨し合う者が、感心信服しなければ、君臣の立場ではその落差はさらに激しくなる。どうして「獲らるる」ことがあるだろうか。／「順」というのは、自分の心と親しむとが道理を知らず知らずに理解して違ふことがないものである。／「親に順なる」とは、必ず「身を誠にする」ことに本づくものである。子の身と親の身とはもともとが一体である。しかしこれに偽りをまじえてしまえば、本来の姿を●（一字不明）にすることができない。どうして親の志と通じ合うことができるのだろうか、という。

明末の陳組綬は、この十六節を「身を修める」ということのために設けられたと考えるのである。

清朝で参考書としてよく利用された汪份（汪份：字は武曹。江蘇長洲の人。順治十二年（一六五五）～康熙六十年（一七二一）³⁾。康熙三十八年（一六九九）の舉人。康熙四十二年癸未科

(一七〇三) 二甲十四名の進士の『増訂四書大全』(康熙四十一年(一七〇二)自序)⁴⁾の頭注で、汪份は『中庸』第二十章第十六節をつぎのように説明する。

〔汪〕份 按ずるに「在下位」節は、是れ下位に在る者 先ず誠を立てざる可からざるを言う。須らく一氣に「身を誠にす」^①句を趕出すべし。丘月林 謂う、「素より定まるの意を推言す」(朱注)とは、「獲上」處より歴歴(逐一)と推して「身を誠にする」に到る。又た推して「善に明らか」に到る。這の「善に明らか」・「身を誠にする」は、正に是れ「素より定まる」の本意 方才(まさにはじめて)に説き出すなり。那の凡事(万事)は、「豫めす」れば、則ち之の工夫を立ち來るなり、と。此の説 甚だ當れり・・・・(康熙四十一年(一七〇二)自序『増訂四書大全』)。

①題目『中庸』第二十章第十六節の下載された句に「誠身有道，不明乎善，不誠乎身矣」とある。

私(汪份)が考えるに、「在下位」節は、下位にある者がまず「誠」を立てるべきであることを言っている。一氣に「身を誠にす」を追求すべきである。丘月林が、「素より定まるの意を推言す」(朱注)というのは、「上に獲らる(上位者に信任される)」ところからつぎつぎと推し進めて「身を誠にす」にまで行き着くようにすることである。また、推し進めて「善に明らか」にも行き着かせる。この「善に明らか」・「身を誠にする」は、まさしく「素より定まる」の意味をはじめて説きだすのである。ここのいくつかの事(「上に獲られる」・「朋友に信ぜられる」・「親に順なり」)は「豫めす」ることなので、この工夫を立てているのである、という。

3) 汪份について、乾隆『長洲縣志』につぎのようにある。

汪份、字は武曹。祖は希汲、父は綱。少くして〔汪〕希汲の〔山東〕沂州の牧任(章邱知縣から沂州知州となっている)たるに隨う。〔汪〕希汲 官逋(規定の税量納付の滞納)を以て繫獄さる。〔汪〕份 側に侍して讀書し晝夜休まず。獄吏 之を竒とす。康熙癸未に進士(康熙四十二年癸未科(一七〇三)二甲十四名の進士)と成り、庶吉士に選せられ、編修を授けらる。心を掌故に留む。其の「黄河考」一書は尤も河治に關す。又た『増訂四書大全』は、藝林の傳うる所となる。惟だ〔この書物は〕時文の選本〔のようなもの〕にして、轉じて此を以て其の實學を掩うなり。雲南を視學せんとし、未だ行かずして卒す(乾隆『長洲縣志』卷二十五・人物志四・國朝・「汪份」条・二十六葉)。

①康熙『章丘縣志』に、

汪希汲：江南長洲の人。舉人由りす。康熙二年に任ぜらる。山東沂州知州に陞る(康熙『章丘縣志』卷四・官師志・縣令・皇清・「汪希汲」条・十葉)。

とある。また、汪希汲のつぎの章邱知縣の祖維煥が康熙四年に任ぜられていること(康熙『章丘縣志』卷四・官師志・縣令・皇清・「祖維煥」条・十葉による)からすると、康熙二年から康熙四年まで章邱知縣であったようだ。

②『大清聖祖合天弘運文武睿恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷之二百九十・「康熙五十九年十一月丙寅(三日)：西曆一七二〇年十二月二日」条に「編修の汪份 提督雲南學政とす」とある。

4) 『増訂四書大全』は、『四書大全』に「附」として後の『四書蒙引』などの解釈を付け足した書物である。この書は、「藝林の傳うる所となる。惟だ〔この書物は〕時文の選本〔のようなもの〕にして、轉じて此を以て其の實學を掩うなり(読書人たちの間で広く広まった。ただこの書物は、八股文の教科書のようなもので、この書物のために汪份の本来の學問が覆い隠されることになった)」(乾隆『長洲縣志』卷二十五・人物志四・國朝・「汪份」条・二十六葉)という。「時文の選本」と評されるのは、頭注の部分で該当箇所のあるいろいろな解釈を引用して解説を述べていることであろうか。実際、頭注を参照すると、該当箇所をどのように捉えればいいのかを要領よく理解でき、八股文作成のうえで有用な書物である。

汪份は、この十六節は下位にある者（人々に直接接する官員）の「身を誠にする」ことの重要性を述べているという。

王文烜の『植學齋四書大全』（雍正十一年（一七三三）刻）は、この『中庸』第二十章第十六節をつぎのように解説する。

節解 此の節は只だ是れ當に「豫めするの意を推言す」べし。只だ宜しく一の「豫」字を把^もって貫くべし。「誠」字を以て貫く可からず。張彥陵（張振淵：字は彥陵，号は是堂。浙江仁和の人）曰く、此の節は、只だ是れ「前定」^①せざる可からざるの意を推明し、下位なる者に借りて立説す。「民を治める」は「獲上」を豫めし、「獲上」は「信友」を豫めし、「信友」は「順親」を豫めす。遂節 皆な「豫」字有り。然れども「誠身」は却って是れ歸宿（落ち着き先）なり。「明善」は特に「誠身」の爲に設く。「誠身」は、「明善」を豫めにし、各各 開説すと謂う可からず、と。又た曰く、按ずるに「順親」の「順」字は、即ち『孟子』の「不順乎親，[不可以爲子]（親に順ならざれば，[以て子と爲す可からず]）」（『孟子』離婁上）の「順」なり。「之を論して道と一を爲すなり」。（『植學齋四書大全』中庸卷下・「在下位不獲乎上」条・二十二葉）。

①前定：題目の前節の『中庸』第二十章第十六節に「凡事豫則立，不豫則廢。言前定則不跲。事前定，則不困。行前定，則不疚。道前定，則不窮（凡そ事 豫めすれば則ち立つ，豫めせざれば則ち廢す。言 前に定まれば則ち踏かず。事 前に定まれば，則ち困はず。行 前に定まれば則ち疚しからず。道 前に定まれば則ち窮まらず）」。

②『孟子』：『孟子』離婁上に「不順乎親，不可以爲子（親に順ならざれば，以て子と爲す可からず）」とあり、その朱注に「順則有以論之於道，心與之一，而未始有違。尤人所難也（親の心に）順えば，則ち以て之に道を論して，心 之と一となり，而して未だ始めより違ふこと有らざるあり。尤も人の難しとする所なり）」。

この節は、ただ「豫めする（もともとはじめから確定している）の意を推言（推論して説明）す」べきである。ただひとつの「豫（豫めする）」の字で〔全節を〕貫くべきである。「誠」字で貫くべきではない。張彥陵（張振淵）は、「この節はただ「前定」すべきであるの意味を推論して明らかにし、下位の立場のものに借りて議論する。「民を治める」は「獲上」を豫めし、「獲上」は「信友」を豫めし、「信友」は「順親」を豫めしているのである。それぞれにすべて「豫」字の意味が尽くされている。しかしながら、「誠身」は落ち着き先であり、「明善」は特に「誠身」のために設けてある。「誠身」は、「明善」を豫めにしたものであるとして、それぞれ説明すべきではない」という。また、「順親」の「順」字は、『孟子』の「不順乎親，[不可以爲子]（親に順ならざれば，[以て子と爲す可からず]）」（『孟子』離婁上）の「順」の意味である。「之を論して道と一を爲すなり」というのである。

王文烜の『植學齋四書大全』は、この十六節を前節の「豫めする」ことの意味を説明している箇所だと理解すべきであるという。

このように、明末から清の康熙・雍正年間にかけて、この十六節は「身を誠にする」ことや、そのため「豫め^{あらかじ}する」ことの意味を説明した箇所であると理解されていたといえる。

では、続けて陳際泰の「獲乎上有道 三句」題文はどのようなものであるのかについて検討してみたい。

(つづく)

The Eight-Legged Essay at the End of the Ming Dynasty

Kunio TAKINO

Abstract

This paper examines the Eight-Legged Essay during the Tianqi (1621–1627) and Chongzhen (1628–1644) reign periods at the end of the Ming dynasty, showing that the Eight-Legged Essays of this period included writings on proposals concerning current affairs that were unrelated to the interpretation of the Four Books.